



# 九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.238  
2014(平成26)年4月15日(火)発行

ヒトラーに似てきました!

●「集団的自衛権」行使の憲法解釈に反対・懸念の意見書を、全国61の市町村議会が可決。また「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書も全国108議会で可決。●南相馬市議会でも、同様に反対や廃止を審議し、「武器輸出緩和」にも反対の可決をしてほしい。黙っていることは認めてしまうことです。

## ≪ 自民党改憲草案 を考える・その④「憲法・前文」 ≫

### ▼日本国憲法・前文

### ▼自民党憲法改正草案・前文

『現憲法の前文』と『自民党案の前文』を読みくらべてみましょう

前文エピソード  
○この部分はリンカーンの名言「人民の人民による人民のための政治」(of by for)を言い換えたものです。  
○この「前文の歌」をシンガーソングライターのきたがわてつが、一九八三年にヒットさせています。

**日本国憲法** (1946年11月3日交付 1947年5月3日施行)

〔前文〕  
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。  
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。  
われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。  
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

**自民党憲法改正草案** (2012年4月27日発表)

〔前文〕  
日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴(いだ)く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。  
我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。  
日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。  
我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。  
日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

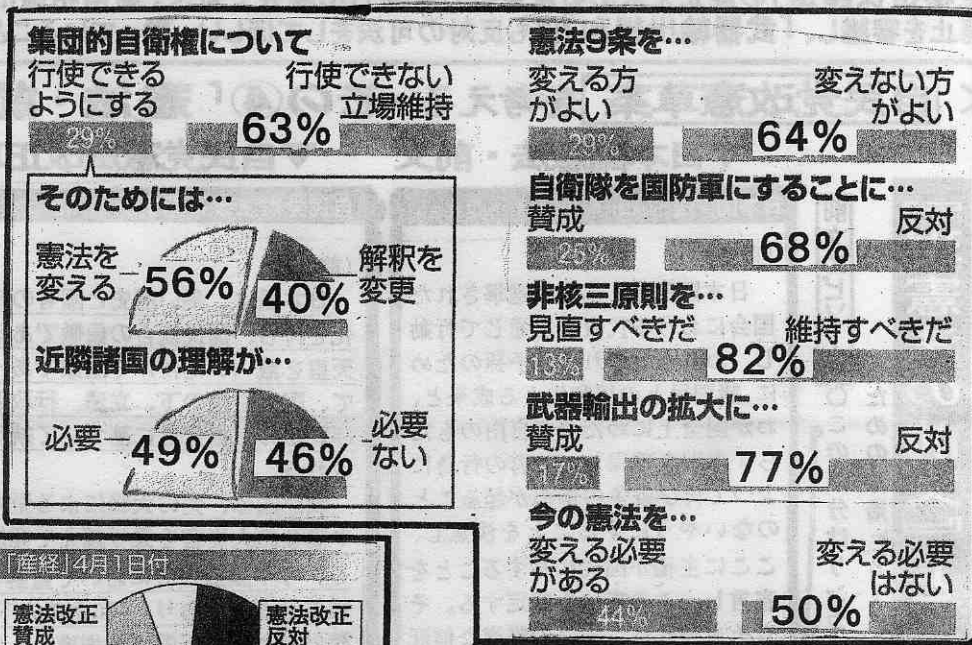
■当然のことですが、憲法の「前文」には、憲法制定の基本的な考え方や、憲法全体を貫く基本的精神が述べられています。基本的精神とは、①国民主権、②民主主義、③国際平和主義の三大原理ですが、これはたとえ憲法が改定されても改めることのできない永久普遍的の原理です。■松元ヒロのように「前文」すべてを暗誦している人、きたがわてつのように作曲して「前文」を歌っている人、自分たちの方言で楽しんでいる人々もいます。



- 自民党草案前文は、まず「天皇を戴く国家」と戦前に戻る天皇中心の国家体制をうたいあげ、国民中心の国民主権が逆立ちし、立憲主義も無視。
- 侵略戦争への反省や不戦平和の誓いも、すべて破棄。そして「国と郷土を自ら守り」と国民に国土防衛を求める規定を創設し、「戦争ができる国」を平然とめざしてそら恐ろしい。
- 自民党草案では「全世界の国民の平和的生存権」も破棄され、「家族の助け合い」を明記。国の社会保障の責任を否定し、国民の自助・自立を押しつけ、国民の義務ばかりが拡大されています。
- 財界の要求なのか、「経済成長のための努力」が盛り込まれ、憲法前文にふさわしくありません。
- 自民党草案は道徳に訴えて、時代錯誤の空疎な美文調で、歴史的に築かれてきた人類普遍の原理を否定し、狭隘で危険な国家主義そのものです。

<4月7日「朝日新聞」全国郵送世論調査より>

「集团的自衛権」行使に反対63%  
「9条変えない方がよい」64%・「変える方がよい」29%



昨年より「憲法」や「非戦」に賛意広がる

○四月の『朝日新聞』世論調査では「右表」のように、9条変更や集团的自衛権の行使に反対の声が多くなっています。早大教授水島朝穂氏は「憲法は国家を縛るものだという近代立憲主義の考え方が有権者に浸透しつつある。前のめりで強引な施策を押し通す政権は、いずれ有権者の手痛いしっぺ返しを受けるだろう」とコメント。  
○また共同、毎日、日経、NHKでも同じ結果が出ています。

<左>は、保守的といわれる『産経新聞』の世論調査ですが、やはり「改憲反対」が47%と多くなっている。

「集团的自衛権」の解釈改憲は歴代政府が否定してきたこと

- 安倍政権が「集团的自衛権」を姑息な解釈改憲によって行使しようとしています。<下記>のように、戦後の自民党政権は一貫して、その行使を否定してきました。
- 安倍首相は「時代と情勢が変化した」と解釈変更を正当化し、戦後の日本が平和国家として築いてきたことをすべて否定して、国民の声にも耳を傾けず、暴走しています。

「集团的自衛権」の行使を否定した戦後五十年間のおもな政府答弁

2003. 7.25 小泉純一郎首相 参院外交防衛委員会	私は集团的自衛権を認めるなら憲法改正をした方がいいと思っている。憲法を改正しないで、集团的自衛権、これまで積み重ねてきた政府解釈を変えることは小泉内閣ではするつもりはありません。
1972.10.14 参院決算委員会 提出資料	憲法のもとで武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られ、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されない。
1960. 4.20 岸信介首相 衆院安保委員会	日本の憲法9条の規定から考えて、国連憲章51条の集团的自衛権が国際法上認められていても、海外へ出て締約国もしくは友好国の領土を守ることはできない…いわゆる集团的自衛権の典型的なものを観念上持っているが事実上行使できない。
1954. 6. 3 下田武三条約局長 衆院外務委員会	集团的自衛権は、自分の国が攻撃されていないのに、他の締約国が攻撃された場合に、自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動すること…憲法で認められた範囲は、日本自身に対する直接の攻撃、急迫した攻撃の危険のない以上は自衛隊の名において発動しない。